

平成29年7月31日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 中村 浩

冷凍牛肉（第02.02項）に係る関税の緊急措置の発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

本年4月から6月における冷凍牛肉の輸入数量が、関税の緊急措置に係る輸入基準数量を超えたため、関税暫定措置法第7条の5第1項の規定に基づき、本年8月1日から平成30年3月31日までの間、EPA税率の適用を受けない冷凍牛肉について、下記のとおり、関税の緊急措置が発動されます。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

（注1） EPA税率の適用を受ける冷凍牛肉（オーストラリア、メキシコ又はチリを原産とする牛肉）については、これまでと同様にEPA税率が適用されます。

（注2） 生鮮・冷蔵牛肉については、今回、関税の緊急措置は発動されず、関税率に変更はありません。

記

該当物品	統計品目番号	関税率の変更
冷凍牛肉	0202.10-000	(発動前) 38.5% (暫定税率) ↓ (発動後) 50.0% (基本税率)
	0202.20-000	
	0202.30-010	
	0202.30-020	
	0202.30-030	
	0202.30-090	

※NACCS用品目コードの使用について

本年8月1日以降、冷凍牛肉の輸入申告を行う場合には、

- ・関税の緊急措置に対応するNACCS用品目コード（暫定法第7条の5第1項該当のもの）
- ・EPA税率の適用に対応するNACCS用品目コード（メキシコ原産及びチリ原産のもの、若しくはオーストラリア原産のものでEPA協定に基づく原産地証明書又は原産品申告書があるもの）

のみが使用可能となり、暫定税率に対応するNACCS用品目コード（その他のもの）の使用は不可（申告エラー）となります。

詳細については、NACCS利用者向け掲示板をご参照ください。

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門
(06-6576-3313) までお問い合わせください。